



## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2023/08/28  
SDS整理番号 04259321

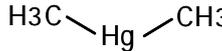
製品等のコード : 0425-9321

製品等の名称 : ジメチル水銀

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
NMR・MASS分析用標準試薬 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2  
水反応可燃性化学品 : 区分に該当しない

## 健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 分類できない  
発がん性 : 区分2  
生殖毒性 : 区分1A  
追加区分：授乳に対する又は授乳を介した影響  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(神経系)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(神経系、腎臓)

## 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性) : 分類できない

注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
発がんのおそれの疑い  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
神経系の障害  
長期又は反復ばく露による神経系、腎臓の障害

## 注意書き

【安全対策】  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地すること、アースをとること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
 妊娠中、授乳期中は接触を避けること。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

## 【応急措置】

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。

皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。

## 【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所(2-10 )に施錠して保管すること。

## 【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	：	化学物質
化学名	：	ジメチル水銀 (別名)ジメチル水銀( )、メチル水銀、水銀、ジメチル (英名)Dimethylmercury、Dimethylmercury( )、 Mercury, dimethyl
成分及び含有量	：	ジメチル水銀、95.0%以上 水銀(Hg)含量 = $95.0 \times 200.59 / 230.66 = 82.6\%$
化学式又は構造式	：	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> Hg、C <sub>2</sub> H <sub>6</sub> Hg、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	：	230.66
官報公示整理番号	：	未設定
化審法	：	未設定
安衛法	：	未設定
C A S No	：	593-74-8
危険有害成分	：	ジメチル水銀

## 4. 応急措置

吸入した場合	：	呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	：	直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	：	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していなければ除去し、洗浄を続ける。 目の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	：	直ちに医師に連絡する。 速やかに、口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	：	吸入：咳、咽頭痛、協調運動失調、振戦、錯乱。 症状は遅れて現われることがある。 皮膚に付着：吸収される可能性あり。 発赤、痛み 眼に付着：発赤、痛み 経口摂取：腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、ショックまたは虚脱。 他の症状については「吸入」の項を参照。

医師に対する特別注意事項：症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的

な経過観察が必要である。  
必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。  
火気に注意する。

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 本製品は可燃性、引火性で極めて燃焼しやすい。  
粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧  
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがあるため）  
特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。  
極めて燃え易いので、熱、火花、火災で容易に発火する。  
引火点(5 )以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性がある。  
加熱により容器が爆発するおそれがある。  
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。  
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。  
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。  
回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
周辺の発火源を速やかに取除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。  
引火点(5 )以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。  
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。  
炎、火花または高温体との接触を避ける。  
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 作業場には防爆型の囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。  
蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの

接触回避	: 取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。
保管	: 炎、火花または高温体との接触を避ける。
技術的対策	: 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
保管条件	: 直射日光や高温を避け、冷暗所に保管する。 直射日光を避け、冷蔵庫（2-10℃）に密閉して保管すること。 施錠して保管する。 必要に応じて、危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
混触危険物質	: 酸化剤（硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など）
容器包装材料	: ガラスなど。 アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 0.01mg/m <sup>3</sup> (Hg)
許容濃度（ばく露限界値、 日本産衛学会 ACGIH 生物学的ばく露指標）	: 未設定 TLV-TWA 0.01mg/m <sup>3</sup> (Hg) TLV-STEL 0.03mg/m <sup>3</sup> (Hg)
設備対策	: 防爆の電気・照明機器を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる（アース等の使用）。 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。
手の保護具	: 保護手袋を着用する。 ネオプレン製が推奨される。
眼の保護具	: 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	: 液体
色	: 無色
臭い	: 甘い特有の臭い
pH	: データなし
融点	: -43
凝固点	: データなし
沸点	: 93～94
引火点	: 5
可燃性	: 引火性
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対ガス密度（空気 = 1）	: 1.5 (20℃)
密度又は相対密度	: 2.96
比重	: データなし
溶解度	: 水にほとんど溶けない（8860mg/L、25℃）。 エタノール、ジエチルエーテルに溶ける。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = 2.59
発火点	: データなし
分解温度	: データなし
粘度	: データなし
動粘度	: データなし
粒子特性	: データなし

GHS分類 引火性液体	: 引火点は5（密閉式）、かつ沸点は93～94であり、 また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、副次6.1、容器等級II （国連番号1992）であることから、区分2とした。 引火性の高い液体および蒸気（区分2）
水反応可燃性化学品	: 本品は水に難溶であるが、水に対して安定である（水との混触で 可燃性ガスの発生がない）と考えられるので、区分に該当しないとした。

## 10. 安定性及び反応性

## 安定性（反応性・化学的安定性）

危険有害反応可能性	: 通常の取扱条件では安定である。 強酸化剤と混触すると、発熱、発火する。 この物質の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性もある。 強熱すると水銀酸化物の煙霧及びガスを発生する。 ハロゲンと反応し、火災の危険をもたらす。 多くのプラスチック、ゴムを侵す。 裸火、高温により引火、発火しやすいので、火気厳禁とする。
避けるべき条件 混触危険物質	: 熱、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源 強酸化剤（硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など）、 ハロゲン
危険有害な分解生成物	: 火災などの熱分解で、一酸化炭素、二酸化炭素、水銀酸化物を発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 分類できない。 経皮 分類できない。 吸入（ガス、ミスト） 分類できない。 <参考> 吸入 20 で気化すると、空気が汚染されてきわめて急速に有害濃度に達することがある。 （代謝） 動物にジメチル水銀を吸入または静注により投与した実験によると、いったん取り込まれたジメチル水銀は急速に呼気から排出され、残ったものは代謝されモノメチル水銀となることが知られている。 （症状） ジメチル水銀それ自体は生体に対し特に障害を与えず、モノメチル水銀となって障害を起こすものと考えられている。代謝の項に述べたように呼出される割合が大きいので、毒性はモノメチル水銀より低いと考えられる。しかし、非常に蒸発しやすいことを考えに入れると危険は大きい。ジエチル水銀によって起こった人の中毒において、その症状はモノエチル水銀の場合と本質的には差がなかったものと考えられている。
皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性 呼吸器感受性 皮膚感受性 生殖細胞変異原性	: 分類できない。 /眼刺激性: 分類できない。 : 分類できない。 : 分類できない。 : 分類できない。 : 区分に該当しない。 In vivoでは、静脈内投与によるマウス卵母細胞の染色体異常試験で陰性（IARC 58（1993））である。 In vitroでは、ヒトリンパ球培養細胞の染色体異常試験で陽性（IARC 58（1993））、チャイニーズハムスター培養細胞の染色体異常試験で陰性である（ATSDR（1999））。
発がん性	: ヒトでの発がん性に関する情報はない。 実験動物ではラット、又はマウスにメチル水銀塩化物を経口混餌投与した発がん性試験において、ラットでは腫瘍発生の増加はみられなかったが、マウスでは3件の試験結果全てで、腎尿管の腺腫、又は腺がんの発生頻度の増加が雄に認められた（IARC 58（1993））との記述がある。 すなわち、メチル水銀塩化物をマウスに混餌投与した異なる試験において雄マウスに腎臓腫瘍の数の有意な増加がみられたとの記述、及び性腺切除後にプロピオン酸テストステロン処置した雌雄マウスに腎臓腫瘍（数箇所）がみられた（性腺切除後テストステロン投与を行わない雌雄マウスでは腎臓腫瘍の増加は生じなかった）（IARC 58（1993））との記述がある。 これらの結果に基づき、IARCはグループ2Bに分類した（IARC 58（1993））。これ以降、いずれの国際機関による発がん性分類結果もなく、ヒトでの発がん性の証拠を補強する知見も得られていない。 よって、本項は区分2とした。 発がんのおそれの疑い（区分2）

- 生殖毒性 : 本物質（ジメチル水銀）に限定した生殖毒性影響のデータはない。しかしながら、Handbook on the Toxicology of Metals (4th, ed., 2015) 中に、本物質は吸入、又は経皮経路により効率的に吸収され、生体内では「メチル水銀 (MeHg)」に変換され、数症例の致死的ばく露症例における中毒症状の記述から、ジメチル水銀中毒は症候学的、毒物動態学的にメチル水銀化合物ばく露後に生じる現象と同等であるとの記述、及び本物質単回ばく露5ヶ月後に遅延性に神経症状が発現した症例から推測して、吸収されたジメチル水銀は脂肪組織に分布蓄積し、徐々に脱メチル体が遊離する可能性があるとの記述もある (Handbook on the Toxicology of Metals, 4th, ed., Volume II, pp. 1061 (2015))。従って、本項の分類には「メチル水銀」による生殖毒性情報の利用が可能であると判断し、以下、メチル水銀の生殖発生毒性影響に関して、JECFA FAS (2007)、ATSDR (2013)、ACGIH (7th, 2001) からの記述内容、並びに本邦における水俣病問題に対する国の公式見解中の「胎児性水俣病」に関する記述を引用し、分類することとする。WHOとFAOの合同専門家会議でメチル水銀のヒト健康影響が評価された結果ファロー諸島での本物質にばく露された妊婦や子供の調査研究、並びに日本、イラクで出生前から、又は生後にばく露された子供を対象とした調査研究から、成長後に生じる微細な運動制御機能の低下、視覚障害など神経行動学的な有害影響に対する感受性は、母親の子宮内で胎児のステージからの出生前ばく露でも、生後の乳幼児からのばく露でも、いずれも脆弱性に差異はなく、妊婦、乳幼児は特にハイリスクグループとして、汚染された魚などからの摂取によるばく露を厳密に制限すべきとされた (JECFA FAS 58 (2007))。また、ヒトでは妊娠中にメチル水銀にばく露された米国ミシガン州の女性の集団のうち、出産までの妊娠期間が35週未満の早産であったサブグループの毛髪中の水銀濃度が同37週以上の完全な妊娠期間を経て出産した女性のサブグループの同値の90%タイル (0.55~2.5 µg/g) を超えるレベルを示す傾向にあった (ATSDR addendum (2013)) との記述がある。一方、メチル水銀については胎児性水俣病と称される胎盤を経由したメチル水銀中毒と新生児水俣病発症との因果関係が明らかにされている。即ち、有機水銀に汚染された魚貝類を摂取することで、メチル水銀にばく露された妊婦に神経症状がみられ、感覚障害から次第に運動失調、視野狭窄へと進行していくが、生まれた子供には知能障害、発育障害、言語障害、歩行障害、姿勢変性など脳性麻痺様の症状がみられ、成人の場合と比べ重度である場合が多い。母体には臨床症状を必ずしも示さない量のメチル水銀でも、胎児はメチル水銀の排泄が悪く、感受性が高いことから水俣病の影響を受けやすいと記述されている (平成27 (2015) 年6月 衆議院調査局環境調査室編集 水俣病問題の概要 (2015))。この他、メチル水銀の実験動物での主たる標的臓器は中枢神経系であり、メチル水銀は実験動物及びヒトで催奇形性物質である (ACGIH(7th,2001)) との記述もある。以上、冒頭に記載したように、本項の分類には「メチル水銀」の毒性情報が適用可能と考え、本項の分類は「区分1A」とし、「授乳影響」を追加した。生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (区分1A) 授乳中の子に害を及ぼすおそれ (追加区分)
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : アルキル水銀化合物によるヒトの急性吸入ばく露で、手足のしびれや疼き、歩行不安定、歩行困難など神経影響が認められている (ATSDR (1999))。本物質においても、ヒトへの影響として、女性の化学者が着用していた使い捨て手袋上に誤ってジメチル水銀を数滴 (0.44 mLと推算) こぼし、手袋を浸透したばく露 (経皮並びに本物質の性状から吸入ばく露も示唆された) により、平衡感覚、歩行、言語に障害がみられるようになり、入院治療を行ったにも関わらず、ばく露後175日目に昏睡状態に陥り、298日目に死亡したとの症例 (ATSDR (1999)) があることから、区分1 (神経系) とした。神経系の障害 (区分1)
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : ヒトへの影響として、23歳の実験室作業員において、2週間経皮ばく露により、歯肉の痛み、流涎、手・足・舌のしびれ、難聴、弱視、質問に対するゆっくり、不明瞭な声での回答、嚙下時の喉の痛み、会話不能、肺炎により、ばく露12ヶ月以上で死亡がみられ、3ヶ月のうちにジメチル水銀を6kg合成していた30歳の化学者において、視野狭窄、小脳・大脳皮質の障害と関連した症状 (麻痺と難聴) が報告されている (GESTIS (2015))。さらに、本物質ではないが、ACGIHではアルキル水銀化合物の主な標的臓器は中枢神経系・末梢神経系及び腎臓としており (ACGIH (7th, 2001))、

ATSDRでは、大量のメチル水銀に汚染された魚を食べた一部のヒト、メチル水銀や他の有機水銀化合物で処理された種子を食べた一部のヒトで脳と腎臓に非可逆的な障害が生じたことが報告されている（ATSDR（1999））。以上から、主に神経系が標的臓器であり、また腎臓についても標的臓器と考えられる。

従って、区分1（神経系、腎臓）とした。  
長期又は反復ばく露による神経系、腎臓の障害（区分1）

誤えん有害性

：分類できない。

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)：分類できない。

他の水銀化合物と同様に、水生生物に対して毒性が非常に強い（ICSC番号：1304）おそれがある。

水生環境有害性 長期(慢性)：分類できない。

食物連鎖において、たとえばシーフードで生物濃縮が起こることがある。  
水生環境中で長期にわたる影響を及ぼすことがある（ICSC番号：1304）。

残留性・分解性

：データなし

生物蓄積性

：データなし

土壤中の移動性

：データなし

オゾン層への有害性

：本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

参考【塩化水銀( )〔CAS No.7487-94-7〕のデータ】

生態毒性

甲殻類

：オオミジンコ 48時間LC50=1.8-4.3µg/L（EHC86、1989）  
（塩化水銀( )濃度換算値：2.4-5.8µg/L）から、区分1とした。  
水生生物に非常に強い毒性（区分1）

残留性・分解性

：情報なし

生体蓄積性

：急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動が不明であり、生物蓄積性がある（BCF=4620（既存化学物質安全性点検データ））ことから、区分1とした。

オゾン層への有害性

：長期的影響により水生生物に非常に強い毒性（区分1）  
本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

：関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
本品は特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

：内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号：131

### 国内規制

陸上規制情報（消防法、毒劇法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号

：1992

品名

：その他の引火性液体（毒性のもの）  
（FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N.O.S.）

クラス

：3（引火性液体）

副次危険

：6.1（毒物）

容器等級

：II

海洋汚染物質

：該当

MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類

少量危険物許容量	: 非該当
航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)	: 1L
国連番号	: 1992
品名	: その他の引火性液体 (毒性のもの)
クラス	: 3
副次危険等級	: 6.1
少量輸送許容物件許容量	: II
特別の安全対策	: 1L
	: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 車輦等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第33号「アルキル水銀化合物」、対象重量%は 0.3) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第33号「アルキル水銀化合物」、対象重量%は 0.1) (別表第9) 特定化学物質等 第2類物質、管理第2類物質 「アルキル水銀化合物(メチル基又はエチル基に限る)」 (特定化学物質等障害予防規則) 作業環境評価基準 危険物・引火性の物(令別表第一の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	: 「第1種指定化学物質」 ・種別 「第1種指定化学物質」 ・政令番号 「1-272」〔ただし、R5年3月31日まで「1-237」〕 ・管理番号 「237」 ・政令名称 「水銀及びその化合物」
消防法	: 危険物第4類引火性液体、第1石油類(非水溶性)、指定数量200L 危険等級
毒物及び劇物取締法	: 毒物「水銀化合物及びこれを含有する製剤」、包装等級
船舶安全法	: 引火性液体類
航空法	: 引火性液体
水質汚濁防止法	: 有害物質(施行令第2条) 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」 〔排水基準〕0.005mg/L (Hg), 不検出(アルキル水銀化合物)
土壌汚染対策法	: 第2種特定有害物質(政令第1条) 「水銀及びその化合物」 〔溶出量基準値〕0.0005mg/L(Hg), 不検出(アルキル水銀化合物) 〔含有量基準値〕15mg/kg(Hg)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申の108) 「水銀及びその化合物」
輸出貿易管理令	: 輸出承認品目(別表第2の35-3-1) ロッテルダム条約附属書 上欄に掲げる化学物質 「水銀化合物」 キャッチオール規制(別表第1の16) HSコード: 2852.10 第28類 無機化学品 ・輸出統計番号(2023年4月版): 2852.10-000 「水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。) - 化学的に単一のもの」 ・輸入統計番号(2023年4月1日版): 2852.10-299 「水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)

- 化学的に単一のもの  
- 2 無機化合物及びその製品：(3)その他のもの：その他のもの」

## 16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

## 取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

## 参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。